

令和5年度第6回愛媛地方最低賃金審議会 議事録

日時

令和6年3月12日(火) 13:27～13:56

場所

愛媛労働局会議室

(松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階)

出席者

公益代表委員

森本会長、井上委員、園田委員、武井委員、宮谷委員

労働者代表委員

白石委員、曾我委員、竹箇平委員、竹本委員

使用者代表委員

小野委員、小池委員、八塚委員

事務局

小宮山愛媛労働局長、岡本労働基準部長、三好賃金室長、渡邊賃金指導官、河端賃金係長

議題

- 1 開 会
- 2 各特定最低賃金専門部会の廃止について
- 3 令和6年度特定最低賃金改正の意向について
- 4 その他
- 5 閉 会

議事

賃金室長

各委員の皆様方には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、使用者代表の武内委員と阿部委員、労働者代表の野村委員が欠席されておりますが、12名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数に達しており、本日の審議会は有効に成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、森本会長、これからの議事進行よろしくお願いたします。

森本会長

各委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。ただ今から、第6回愛媛地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の会議は公開としておりますが、傍聴希望者はいませんでした。

それでは議事次第により議事を進めます。議事項番2「各特定最低賃金専門部会の廃止について」に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○賃金室長

資料1ページの資料 1「愛媛県で適用する最低賃金一覧」は、周知、広報用のチラシとなり、愛媛県で適用する最低賃金の一覧表となっております。

資料3ページの資料 2は、地域別最低賃金と特定最低賃金の審議の経過をまとめたものです。

3ページの「令和5年度最低賃金審議経過一覧表」は、本審、小委員会、専門部会ごとに委員名、開催日、改正最賃額、答申日、発効後の影響率等を表にしております。

4ページの表は、会議ごとに審議された内容をまとめたもので、5ページの表は審議経過を時系列に示したものです。本審と答申を赤字、諮問を青字で表示しております。

3ページの表に戻ります。

特定最低賃金の審議経過を振り返りますと、表の中央部分、「審議会・専門部会開催年月日」のところに審議結果が括弧書きで表示されております。令和5年度は、「紙、パルプ製造業」、「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船用機関製造業」の4業種について、金額審議が行われました。引上げ額は29円から40円で、引上げ率で見ると2.97%から4.22%となっております。

このように、特定最低賃金については、すべての審議を終えて、昨年12月25日に効力が発生しております。

なお、机置資料の1ページから5ページまでに、愛媛の5業種の審議状況を含め、同様の業種の特定最低賃金を設定しております全国の審議状況を一覧にした「令和5年度特定最低賃金の審議・決定状況」をお配りしております。他県の審議も全て終了しており、昨年度と比較できるように一覧としております。

事務局からの説明は以上でございます。

森本会長

事務局から説明がありましたとおり、愛媛労働局長から諮問を受けました4業種の愛媛県特定最低賃金専門部会は、その全ての任務を終了しておりますので、最低賃金審議会令第6条第7項により、本日をもってこれを廃止したいと考えますが、よろしいでし

ようか。

(一同同意)

森本会長

ありがとうございます。御同意いただきましたので、ただ今をもちまして、
「愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金専門部会」
「愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会」
「愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会」
「愛媛県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金専門部会」
を廃止いたします。

続きまして、議事項番3「令和6年度特定最低賃金改正の意向について」に入ります。
事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

資料7ページの資料 3を御覧ください。

2月29日に、日本労働組合総連合会愛媛県連合会会長名で労働局長あてに提出のありました「令和6年度特定最低賃金金額改正の申し出の意向表明について」と題する文書でございます。労働者側から、来年度は「パルプ、紙製造業」、「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」及び「船舶製造・修理業，船用機関製造業」の4業種について金額改正の申出をする旨の意向表明がなされております。

この申出書には、正式申請を7月5日までに行う旨が付記されており、正式な申出がありましたら、書類審査の上、改正決定の必要性の有無について、局長より諮問をさせていただきますこととなります。

次に資料9ページから10ページに資料 4として「地域別最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数等」を示した表と、「特定最低賃金(改正)適用使用者及び適用労働者数等」の一覧表をお付けしております。

愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議にあたり、基幹的労働者数の1/3以上という定量的要件がありますが、最新の基幹的労働者数等をお示しさせていただいております。

4業種の適用使用者数及び適用労働者数についてですが、「はん用機械」、「電機」、「船舶」は、「令和3年経済センサス」を基に、事務局で把握した廃止、新設等の事業所の増減分を考慮して算定した数値となります。

「パルプ、紙製造業」は、特定最賃の適用範囲と経済センサスの集計区分等が合致し

ておらず、適用使用者数も少数なので、実数を独自名簿で管理している数値となります。

各業種の適用労働者数はこの表の にございますが、そこから、過去5年間の「最低賃金に関する基礎調査」より推計した年齢、業務内容等による適用除外労働者数を減じて、 の申出産業の基幹的労働者数を算出しております。

黒字が令和6年度の審議に用いる数字で、赤字は今年度に用いた数字です。

資料11ページの資料 5を御覧ください。

特定最低賃金の適用対象業種の範囲について、平成25年10月改定の日本標準産業分類、「旧産業分類」と言いますが、それに基づいて定めていました。今回、総務省において、令和5年6月16日の統計委員会答申を踏まえ、日本標準産業分類の改正、「新産業分類」と言いますが、改正が行われ、令和6年4月1日から施行されます。

改定の主な内容は、「百貨店」、「総合スーパーマーケット」、「均一価格店」等の分類項目の新設、「」（カンマ）の「」（読点）への修正等の設定などとなっております。

現在設定されている愛媛県特定最低賃金において産業分類の改定の影響を受ける主な産業は、「各種商品小売業」となります。

また、「」（カンマ）の修正により、多くの特定最低賃金において改正の対応が必要となり、 愛媛県特定最低賃金では

「船舶製造・修理業，船用機関製造業」

で影響を受けることとなります。

改定を踏まえた特定最低賃金の取扱いのポイントについて説明します。

申出を行う関係労使は、現在設定されている特定最低賃金の適用対象業種の範囲を変更するかどうかを決めてください。

適用対象業種の範囲に変更がない場合は「改正」として取り扱います。

適用対象業種の範囲に変更がある場合は「新設」として取り扱います。

「改正」と「新設」とで申出の要件が異なることに留意してください。

改正、新設、廃止の各ケースにおける申出及び決定の際の件名及び適用対象業種の範囲の表示については、資料 5の右下表のとおりとなっておりますので、御確認いただけたらと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

森本会長

令和6年度の特定最低賃金改正の意向表明について、労働者側委員から、何か補足等がございますか。

白石委員

特にございませぬ。提出をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

森本会長

使用者側委員、公益委員のそれぞれの皆様から、御意見や御質問等はありませんか。

八塚委員

現時点ではありません。

森本会長

それでは、令和6年度における愛媛県特定最低賃金4業種についての金額改正の意向表明について、審議会として確認させていただきました。

来年度は、労働者側から、令和6年7月5日（金）までに正式な申出書を提出していただき、事務局での形式審査を経て、改正決定の必要性の有無について審議してまいります。

それでは次に、議事項番4「その他」に入ります。

あらかじめ用意していた議事はありませんが、委員の皆様から何かありませんか。

竹箇平委員

1点だけ確認させていただきたいことがあります。資料10ページの適用労働者数で、「電子部品・デバイス」のところが、昨年と比較して700人程度増えている結果になっていますが、これについて何か新規事業があったとか、こちらの方では把握していませんので、お伺いします。

賃金室長

今回、令和3年の経済センサスから拾い出した推計値になりますが、前回は平成28年の推計値に、増減率の係数を掛けていました。今年度は、令和3年から工業統計がなくなり、経済センサスと一本化され、増減率の係数を掛ける必要がなくなりましたので、その部分だけでも余計多く見える形になり、700人ぐらいの差となっていると思います。

竹箇平委員

2020年から700人ぐらい増えているので、計算でそういうことになっているのでしたら、よくわからない部分もありますが、改めて確認させていただきます。

森本会長

ありがとうございました。他に何かありませんか。

八塚委員

11 ページの分類の改定の関係ですが、「各種商品小売業」は特定最賃としては存在しているのですが、今、適用されている内容というのは、「百貨店、総合スーパー」という内容であります。今度分類が変わったということで、「コンビニ」や「ドラッグストア」とかが業種に入ってきていますが、今の愛媛県の特定最賃を適用することに際しては、改めて意思決定をして、中身を決めないと、今の業種の適用は変わらないという理解でよろしいでしょうか。

労働基準部長

今、適用されている「百貨店、総合スーパー」はそのまま変わらないものであります。今回、意向の表明はありませんが、もし、意向表明された場合は、決定する際に、新たな産業分類で決定することになりますが、新たな産業分類で決定したとしても、今回プラスされた「コンビニ」や「均一価格店」といった業種は、含まれません。もし、含めたいということであれば、新規にそういう業種も含めた新設の特定最賃を作りましょうということで、そこからスタートすることになります。

八塚委員

新たな各種商品小売業で新設したい特定最低賃金を初めから作らなければ、変わらないという意味でよろしいのでしょうか。

労働基準部長

「作りましょう」という新設の申し出が労使いずれかからあって、合意があった場合には、そこからということになります。

そういう申し出がない場合は、新設ではなく現状の各種商品小売業のまま継続されることになります。

八塚委員

はい、わかりました。

森本会長

他に何かありませんか。

(発言等なし)

森本会長

それでは、本年度の審議会の議事は、以上で最後となります。事務局から、来年度の

予定、そして、まだ説明されていない資料の説明をお願いいたします。

賃金室長

資料 13 ページの資料 6 を御覧ください。

13 ページから 14 ページが「地域別最低賃金」、15 ページから 17 ページが「特定最低賃金」の答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表になります。

「地域別最低賃金」については、例年 10 月 1 日発効を目標としております。13 ページの表で発効日は一番右に記載されており、表の最も左側の列が答申要旨の公示日となっております。

令和 6 年度は、10 月 1 日を発効日とした場合、発効日の 30 日前である 9 月 1 日が日曜日のため、令和 6 年度は 9 月 1 日に官報公示ができないことから、一覧表の 10 月は 10 月 2 日が発効日として最初に表示されています。10 月 2 日の左側を見ていただきますと、答申日・要旨公示日にもなりますが、8 月 6 日になっており、この日に答申を得れば、10 月 2 日の発効日となります。

なお、10 月 1 日の発効を行うためには表の直ぐ上に 印で記載していますが、8 月 5 日（月）までに答申要旨を公示して、法定発効ではなく、指定日発効となるよう公示文を作成する必要があります。

同様に、「特定最低賃金」については、例年 12 月 25 日発効を目標としておりますので、16 ページを御覧いただきますと、この表の発効日である 12 月 25 日を見ていただくと 10 月 25 日（金）には答申を得る必要があります。ただ、土曜日、日曜日にはなりますが、表を見ていただくと 10 月 26 日、27 日の答申でも 12 月 25 日の発効が可能となります。

ただいま申し上げた日は、本審を予定する日となります。また、表の左から 2 列目の「異議申出締切」の翌日は「異議審」を開催する日程となりますので、例えば、地域別最賃が 10 月 2 日発効であれば、異議申出締切は 8 月 21 日の翌日である 8 月 22 日（水）の午前中に異議審を開催する必要があります。

次に資料 19 ページの資料 7 を御覧ください。

今年の春闘に向けての総理と経団連会長の発言要旨や労使各側の方針、また令和 5 年春闘の集計機関別に発表された春闘結果の一覧が示されております。後ほど確認していただけたらと思います。

次に資料 31 ページの資料 8 を御覧ください。

2 月 13 日に日本銀行松山支店が発表した愛媛県金融経済概況でございます。

概観では、愛媛県の景気は、持ち直しているとされております。

各論において、愛媛の 4 業種については、32 ページの生産の部分に書かれていますので、後ほど確認いただけたらと思います。

次に資料 41 ページの資料 9 を御覧ください。

3月1日に愛媛労働局が発表した「管内の雇用失業情勢について」になります。内容については、後ほど確認いただけたらと思います。

最後に机置資料の7ページを御覧ください。

昨年12月12日に愛媛地方労働組合連合会 今井正夫議長から「物価上昇に見合う最低賃金改定のため、愛媛地方最低賃金審議会への諮問を求める要請」がありました。

要請に対する回答として、3要素すべてを考慮して決定又は改定するもので、3つの観点から総合勘案し、愛媛地方最低賃金審議会においても、中賃から例年提示される目安や、賃金の実態調査結果など3要素に係る各種統計資料を十分参考にしながら審議を行っていることと、令和5年10月6日発効の最低賃金額の審議については時期、手法について問題はなく、再改定の諮問を行い再度審議するには、申し上げた3要素の資料がすべて揃わないことから、困難であることを回答し、要請をいただいたことは、愛媛地方最低賃金審議会にもお伝えすることも回答し、この会議で改めて説明させていただきました。

資料の説明は以上でございます。

森本会長

各委員の皆様、御意見や御質問等はありませんか。

(意見等なし)

森本会長

他になければ、今年度の最後の審議会となりますので、小宮山愛媛労働局長より、御挨拶があると伺っております。小宮山局長よろしく願いいたします。

局長

各委員の皆様方におかれましては、年度末、大変お忙しい中に当審議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、今年度の最後の御審議お疲れ様でございました。

令和5年度の地域別最低賃金、それから特定最低賃金につきましては、森本会長をはじめ公労使の委員の皆様の御尽力によりまして、円滑に御審議いただきましたところでございます。地域別最賃、特定最賃ともに無事に発効することができました。改めて深く御礼申し上げます。

改正されましたそれぞれの最低賃金につきましては、記者発表、各自治体への広報誌への掲載、各種広告媒体並びに労使関係団体の皆様の御協力のもと、周知広報を図ってきたところでございますが、現在は最低賃金の履行確保に向けて、重点監督を実施するなどして円滑な施行に努めているところでございます。

また、生産性向上の取り組みにより中小企業、小規模事業の最賃引上げを支援する業務改善助成金というものもございますが、これにつきましても、本年度も制度はさらに拡充されておりまして、これまでよりもっと多くの事業場に活用いただいているところでございます。

労働局といたしましては、引き続き最低賃金制度の適切な運用及び生産性の向上を図りながら、賃上げに取り組む事業場の支援に努めてまいりたいと考えております。

また、最低賃金につきましては、社会的に非常に注目が高いというところでございます。今年度は政府の目標としておりました全国の加重平均 1,000 円というものを超えまして、1,004 円という形になっております。

また、今年度、今まで A から D の 4 ランク制度が、A から C の 3 ランク制度になった訳ですが、愛媛県は D ランクから B ランクに位置付けられたということで、物価の高騰や不安定な世界情勢の中で、新しいランクでの初めての審議ということになり、例年に増して各委員の皆様には御苦勞をおかけしたことになりました。厚く御礼申し上げます。

そして、来年、令和 6 年度につきましては、政府の方も賃金引き上げを今年度に増して重点課題として位置付けております。厚生労働省をはじめ関係省庁が連携しながら、様々な支援に取り組んでいるところでございますが、各委員の皆様方におかれましては、引き続き第 55 期の審議会委員として最賃審の運営に御協力を賜ることとなっております。何卒よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、今年度最後の審議会の終了にあたりまして、私からの御礼の御挨拶とさせていただきます。

委員の皆様一年間どうもありがとうございました。

森本会長

局長どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第 6 回愛媛地方最低賃金審議会を終了いたします。

委員の皆様、どうもありがとうございました。